

久留米市行政不服審査会への諮問を要しない案件の指定について

令和5年9月26日

久留米市行政不服審査会決定

次の表に定める審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、久留米市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

番 号	内 容
1	同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会会長が認めた場合

（参 考）

行政不服審査法抜粋

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、…諮問しなければならない。

…（略）…

- (5) 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

…（略）